

徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等と連携して子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、予算の範囲内で交付する徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 宅食 食事を個々の家庭に配達することをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市との協働により、市内において次に掲げる者（市内に居住する者に限る。以下「利用者」という。）及びその家庭の状況を、当該家庭に対し宅食等を行うことにより把握し、その内容を本市に報告するものとする。

- (1) 徳島市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等
- (2) その他市長が必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、補助事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 補助事業の事業期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で定めること。
- (2) 利用者1人につき、原則として月1回以上宅食等を実施するものであること。
- (3) 保健所の指導に基づく所要の衛生管理を行うこと。
- (4) 食中毒の発生に備え、保険の加入その他必要な措置を講ずること。
- (5) 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーがある場合は、原則として食事の提供を行わないこと。
- (6) 提供する食事は、次に掲げるものであること。
 - ア 原則として弁当によること。
 - イ 主食と副食を組み合わせ、栄養に配慮した内容とすること。
- (7) 「三つの密」を避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの感染防止対策を講ずること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前2項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業を補助事業としないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業
- (2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動（次条第5号において「宗教活動等」という。）を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付を受けている事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業
（補助事業者）

第4条 補助金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 事業実施年度の前年度において、徳島市内で子ども食堂等を月1回程度以上、定期的に開設していること。
- (2) 補助事業についてあらかじめ市との協議を経ていること。
- (3) 会則、規約、定款、寄附行為その他これらに類する規程を有すること。
- (4) 補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (5) 宗教活動等を目的とした団体でないこと。
- (6) 法令等に違反をしていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、食事の調製及び配達その他の補助事業に必要な経費であって、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上補助金交付の可否を決定し、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（決定の変更等）

第9条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた団体は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変

更又は補助事業の中止若しくは廃止を認めるときは、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業が完了したときは、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受領した団体は、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の概算払いを受けた場合であって、前条の規定による補助金の額の確定の際、補助金の精算を要しないときは、この限りでない。

2 市長は、前項の請求書を受領後速やかに交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（補助金の交付の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の全部又は一部の決定を取り消し、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に補助金が交付されているときは、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の交付を受けた団体に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則 （改正 令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （改正 令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （改正 令和5年3月24日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （改正 令和6年3月25日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。